

令和6年9月13日

都市整備局

東京都建設発生土再利用センターについて

都はこれまで「東京都建設リサイクル推進計画」を策定し、建設発生土の有効活用など、率先して建設資源循環に取り組んでまいりました。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機とし、令和5年3月に資源有効利用促進法省令が改正され、あわせてストックヤード運営事業者登録制度が創設されました。

都は、令和6年2月21日にお知らせ（別添「参考資料」参照）したとおり、改正された法令、新制度への対応として、令和6年4月より、「東京都建設リサイクルガイドライン」の指定処分の定義を見直し、民間施設を含めた国登録のストックヤード運営事業者等を積極的に活用しながら建設発生土対策を推進することとしました。

区部における公共工事の建設発生土の有効利用の一端を担ってきた東京都建設発生土再利用センター（東京都江東区海の森3丁目4-50）は建設から30年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、国登録のストックヤードの充実に合わせ、段階的に縮小し、終了いたします。同センターは令和8年度末まで存続予定です。

〈案内図〉



問合せ先

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課

直通 03-5388-3231

Eメール S0000170 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@にしてご利用ください。

民間施設を活用した建設発生土対策を推進します

都はこれまで「東京都建設リサイクル推進計画」を策定し、建設発生土の有効活用など率先して建設資源循環に取り組んでまいりました。

このたび令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機とした、令和5年3月の資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度の創設等を踏まえ、令和6年4月から民間施設を活用しながら建設発生土対策を推進しますので、お知らせします。

1 主な取組等(概要)

① 改正された法令、新制度への対応

「東京都建設リサイクルガイドライン」の指定処分の定義を見直し、民間施設を含めた国登録のストックヤード運営事業者等を積極的に利用するものとします。

② 建設発生土の搬出先、調達先の調査

国登録のストックヤード運営事業者等について利用条件や利用料金等を調査します。調査結果のうち、事業者の同意が得られた項目について都市整備局のホームページで公表します。

また、官民が連携して建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進するために、ストックヤード運営事業者等との定期的な意見交換の実施も予定しています。

上記については「東京都建設リサイクルガイドライン(令和6年度版)」に掲載予定です。

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の詳細は、別紙1及び2をご参照ください。

2 説明会の開催

令和6年度以降の建設発生土対策について、説明会を令和6年3月頃に開催予定です。詳細は都市整備局のホームページ(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html>)でお知らせします。



問合せ先

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課

直通 03-5388-3231

Eメール S0000170(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！

～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、
登録制度のご紹介をお願いします。



「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※1の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※2
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者に通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと



※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上, Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上, 碎石500t以上, 加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞



- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受け入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞



- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



国土交通省

詳しい情報は「建設発生土の搬出先計画制度」をWeb検索

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

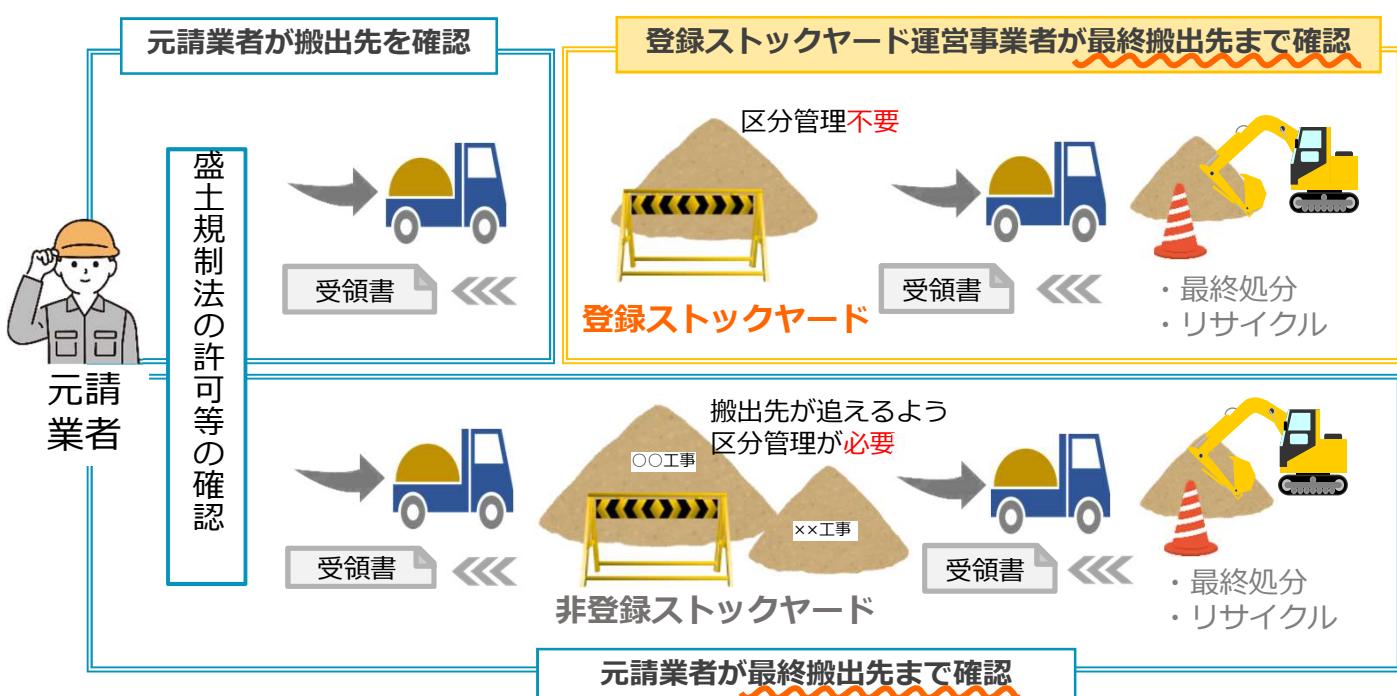
令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられます※（資源有効利用促進法省令）。

一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は最終搬出先までの確認は不要となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壤汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、選ばれやすくなることが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、国のHPで公表されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは?>

- ストックヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは?>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP※で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP※をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬出管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- ストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は?>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP※よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。



※関連HP・問合せ先：「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索